

# 中世禪宗における語録抄の研究（一）

—『碧巖録』の抄を中心にして—

安藤嘉則

A Study of the 'Gorokushō' in the Zen Sect in Medieval Japan

Yoshinori ANDO

## I. はじめに

中世禪宗においては、曹洞宗・臨済宗の区別なく、いわゆる抄物とされる典籍が数多く成立している。この抄物文献は、基本的には中國の語録類、あるいは詩文類などを中心とする禅籍に口語体や漢文体で注解、または拈提したものであり、その口語資料としての性格については、特に国語学において研究され、早くから資料の開拓と言語学的分析がなされてきたといろである。

といふで語録というのは一人の禪僧の言行録であり（基本的には侍者をはじめとする会下によって集成されてくる）、例えば『臨済録』や

『洞山録』などがこれにあたるであろう。しかるに「かした語録や燈史（『景德伝燈録』や『聯燈会要』など）などから祖師の言行を参禅の課題（公案）として取り上げて、これらを集成したのが『碧巖録』や『無門関』・『禪林類聚』といった公案集である。しかし禪門ではいつした公案集も広い意味で語録といわれるのであるが、それは或る禪僧の言行や行実自体が、後代の学人の参考の課題としての公案と受けとめられるからであり、公案集に収録されても、語録の内容と実質的な差異は認められない場合が多いからである。

れど、これから検討する語録抄なる典籍群を概観しても、例えば『碧巖録』や『無門関』をはじめとする多くの公案集に対する抄物が存在

し、また一方で一人の禅僧の語録に対する抄（『臨済録抄』・『曹山録抄』など）も数多く成立している。特に『臨済録』への抄は、中世から近世にかけて大変多く成立しており、語録自体が参禅における課題となつて提唱などに用いられていたことが理解される。<sup>(1)</sup>

そこで今回は抄物の中でも、語録抄といわれる文献の中から、『碧巖録』の抄について、検討してみることにしたい。この『碧巖録』は古来より「禪宗第一書」といわれ、特に中世禪林において、大きな位置を占める公案集である。例えば中世曹洞宗では、代語文献という洞門僧の語録が数多く成立しているが、これらの語録類が古則として引用するのは、多くの場合この『碧巖録』と『禪林類聚』からである。ちなみに『從容録』の引用は江戸初期までは、ほとんど見出すことはできない。<sup>(2)</sup> 今日臨済宗では『碧巖録』を、曹洞宗では『從容録』を重視する傾向があるが、特に『從容録』が曹洞宗で重視されるようになつたのは、江戸中期以降、幕府の宗門統制による宗派的な枠組みが固まつてから以降のことではなかろうか。

しかるに『碧巖録』については室町以降、洞済両宗において抄が成立していたのであり、その意味で本稿における『碧巖録』の抄について考察することは、中世禪宗文献の研究において大きな意味を持つであろう。

ところで『碧巖録』の抄については、すでに末木文美士氏の「『碧巖録』の注釈書について」（『松ヶ岡文庫研究年報』第七号）や飯塚大展氏の「大東急記念文庫蔵『碧巖録古鈔』について」（『曹洞宗研究員研究紀要』第一四号）などの業績が知られる。

前者は『碧巖録』の抄について、特に『禪籍目録』の抄のリストを中心の中世から近世の抄を網羅的に紹介したもので、末木氏は「メモ程度のもの」とされるが、それぞれの抄の特徴を簡明に記しており、大変有益なものである。

後者は特に『碧巖録古抄』について、版本と大東急記念文庫蔵の写本とを対照しながら考察したもので、末木氏の研究の中の『碧巖録古抄』に関して補完訂正し、特に大東急記念文庫蔵写本について、第十則まで翻刻された貴重な研究である。

また国語学の抄物研究においては、『碧巖録』の抄について、各資料に関する報告がなされており、金田弘氏の研究（『洞門抄物と国語研究』所収の「川僧慧濟の『碧巖集抄』・『洞門抄物類書目解題』等）をはじめとする『碧巖録抄』の諸論考が知られる。こうした抄物資料研究は、もちろん「碧巖録抄」ばかりでなく、「無門関抄」・「臨済録抄」、あるいは密參録・門參等々の中世禪宗文献におよんでおり、仏教学・禪学の分野よりも早く資料の発掘、または研究がなされていたのである。

本稿ではこうした諸先学の成果を踏まえて、特に中世室町期の「碧巖録抄」について、検討を加えることにしたい。ただ碧巖録は洞済とともに、多くの禅僧によつて撰述されており、おそらく禪籍の抄の中で、最も種類の多い資料群の一つであり、またそれぞれの抄も「臨済録抄」「無門関抄」などと比べても大部のものとなつてゐる。従つて資料を網羅的に見ること、また一つの抄についても第一則から第百則まで全体的に検討することは甚だ困難な作業であるが、筆者の管見の限りにおいて理解されたことについて以下に述べることとしたい。

## 二、中世室町期の臨済宗における『碧巖録』

### の抄あるいは拈提について

中世から近世におけるさまざまな『碧巖録』の拈提が行われ、抄が成立しているが、初期のもので、重要なものは、大燈国師（一二八二—一三三七）による『碧巖録下語』であろう。これはいわゆる本文に著語を加えた形式であつて、いわゆるカナ抄、あるいは漢文抄などの説明的な文献ではないが、中世を通じて多く成立する、下語による碧巖拈提の類型を考えるときに、重要な位置を占めるものであろう。これは近年平野宗淨氏による翻刻研究が特筆されるが、その冒頭第一則は次の如くである。

掌、梁武帝、問達磨大師、如何是聖諦第一義。〔問得須始得。〕磨云、廓然無聖。〔處一處不知名。又云、邈不彰、画不成。〕帝云、対朕者誰。

〔蹉過亦不知。又曰、把頭做尾漢。〕磨曰、不識。〔無孔鐵鎗。〕帝不契。〔滯句者迷。又曰、封這漆桶。〕達磨遂渡江至魏。〔步步踏着清風。又曰、自西自東一片白雲。〕『碧巖百則大燈國師下語』〔第一則〕

この下語は公案の各文脈において、下語を示したものであるが、駒澤大学図書館蔵本の奥書に「應永廿一年（一四一四）正月十八日 華叟老拙 在判」とあって、大徳寺派の華叟宗曇（一二五一一四二一八）によって伝えられたものとされる。この拈提形態は本則のみに限つて、その言句について一々寸評的な下語をなしていて、いわゆる圓悟克勤による本則下語に準じた形態となつてゐる。ところでこうした大燈国師による『碧巖録』拈提形態の成立の基盤にあつたのは、大燈国師の

『碧巖録』提唱・講義がその前提にあつたからであろう。こうしたことを予想させる資料として挙げられるのが、『碧巖集古抄』である。この資料には、實に百則のほんどの箇所において大燈の注解・問答・下語等が見出せるのであるが、その文脈の中で、下語を大衆に求め、また自らの見解を代語として提示している。

この『碧巖録古鈔』は大燈国師の拈提を多く含むのであるが、この資料自体は養叟宗頤・春浦宗熙らの大徳寺派の禪僧たちが大燈の解釈を引用しながら会下に講述したものであるが、その中の第一則や第八則では、大燈の下語が引用され（ただし三関齋本のみ）、これは先に提示した『碧巖百則大燈國師下語』とほぼ一致する。この『碧巖録古鈔』については、後に検討するが、この『碧巖百則大燈國師下語』はこうした大燈の『碧巖録』講義・提唱がその前提として存在するといえるのではなかろうか。

また室町期におけるこうした下語的、著語的な拈提を伝える別の資料としては、松ヶ岡文庫所蔵の『碧巖録著語』（クハ六八〇）なる写本も注意されるであろう。本書は表紙右上に朱字にて「足利期寫本」と記されるところから、『碧巖録』の著語的拈提書としては古いものとなるが、奥書をはじめ、年代を決定する記述が見出せないので、今後の調査を待つところが多い。本書は『碧巖録』本分全体にわたつて拈提されるのではなく、各則の中から主要な語を選んで、その意旨を問うい、著語が記されるものである。しかし場合によつては次に示すように、わずか二語に關してしかとりあげられぬ則もあり、網羅的な著語集ではない。以下第一則と第二十八則、第三十則に限つて紹介しよう。

〈第一則、一丁表——二丁表〉 \*尚、——線部は『碧巖錄』本文

武帝達磨

垂示、隔山見烟、早知是火、隔牆見角、便知是牛、拳一明三、目機銖兩、

是衲僧家尋常茶飯、至於截斷衆流、東湧西沒、逆順縱橫、與奪自在、正當恁麼時、且道、恁麼人行履處、看取雪竇葛藤、

截斷衆流、縱橫自在、作麼生是衆流截斷處、

對朕者誰、高兄摸索來見、

鬪國人追便亦不回、脚根下何有力量

惡水驀頭澆、退後、々々

天下衲僧跳不出、邊透出底作麼生

不妨子葛藤、葛藤截斷句有麼ヤ

且喜沒交涉、引參堂去

粉骨碎身悉是酬、何以報是

一箭尋常落一鴉、此弓弦誰有手裡

達磨是觀音、志公是觀音、何那個是端的底

觀音合句 是三無差別 拶返 你為何兩個在云

蹉過也不和 着取來好

何當辨的、作麼生道、 落語你是滿面慚惶

豈免生荆棘、相句、截斷葛藤桶隙明

千古万古空相憶、休處作麼生

清風匝地有何極、 清水把住見

相句云、胸潑開、有這裡

喚來与老僧洗脚、拶云、太是臭氣也麼

与他一拶、劈頭便道、相云、不言而諭、又當的  
者背、拶云、不妨奇性

不妨赤心片々、拶云、何綿練庵去

乾坤穿日月星辰一時黑、天地明白時如何

棒如雨天、喝似雷奔、高兄何處立在、

明眼衲僧自求不了、全提處在麼

〈第二十八則、一七丁裏〉

二一八 南泉不是心不是佛

手忙腳亂、是實地踏來、○斗柄垂 落處知麼

拈得鼻孔失却口、恁麼道在麼

〈第三〇則、一八丁表〉

三十 趙州大蘿蔔

千聞不如一見、擰天拄地、一見何道麼

他家自有通霄路、一路通達麼、

換却你眼睛、何閑言是語用

このように各則において、垂示・本則・本則の評唱・頌・頌の評唱、あるいは圓悟の下語などから、随意に語句を取つて、拶語してその意旨を求め、著語によつて答えてゐる。これは師による代語としての著語か、参学人の手控えから成立したものか、不明である。尚、同じようく『碧巖錄』本文の言句について、著語のみを付した典籍が中世曹洞宗においても永昌院（山梨市）の『開山大和尚下語一代代語』などが見出される。

このように『碧巖錄』などの語録、または公案集のような典籍につ

いて、このような著語的な括提は、いわゆる語義解釈などを中心とした抄物文献にも多く見出せるのであり、『碧巖録』における抄の文献群において看過できぬ大きな位置を占めている。

### 三、竺仙梵僊・椿庭海寿・岐陽方秀による

#### 『碧巖録』の抄について

次に竺仙梵僊・椿庭海寿・岐陽方秀の五山系の禅僧たちによつて成った「碧巖録抄」について言及したい。これらの禅僧はそれぞれ『碧巖録抄』『碧巖不二抄』（『禪籍目録』による。以下『不二鈔』）・『木盃餘瀝』・『碧巖不二抄』（以下『不二鈔』）を著したとされるが、管見による限り現存するのは、岐陽の『碧巖不二鈔』のみであろう。

この三者を取り上げるのは、室町末期の林下妙心寺系の『碧巖録抄』類（『臆断』系）には、この三者について、特に依拠した抄として扉などに特筆されているように、これらの抄が後代の『碧巖録抄』類の解釈に大きな影響を与えているからである。

例えば松ヶ岡文庫蔵の妙心寺系の『碧巖録抄』（虎哉宗允、尚、岩波書店より影印版が刊行された）には第一冊目の第一丁の冒頭に「楞伽

竺仙和尚院号也、南禪在之／木盃 椿庭和尚軒号也 南禪在之 南禪椿庭海壽作 碧巖抄号木盃餘瀝 ／不二 岐陽和尚菴号也、東福栗棘庵在之」と記されている<sup>(3)</sup>。また駒澤大学図書館蔵の『碧巖胡』という抄においても同様の記述が見出される。これらはその抄において特に引用される先行の抄の略名を凡例として掲げたものであろうが、この三僧が五山における碧巖の代表的解釈であり、これが林下においても權威

として認められていたことが知られるのである。

ところでこの中、竺仙梵僊の抄は、まとまつた形で現存しないようであり、今後の調査による発見が待たれるのであるが、幸い本抄は『不二鈔』において、「楞伽云（曰）」「楞伽和尚云」「伽曰」という形で、実際に夥しく引用されるので、間接的ではあるが竺仙の解釈の概要がある程度伺い知ることができる。しかし『不二鈔』における「楞伽抄」の引用は四十九則以降はまつたく引用されないので、『楞伽抄』の後半部については知ることができない。

この「楞伽抄」は、『碧巖録古鈔』をはじめとする、後の臨済宗系の「碧巖録抄」にもしばしば引用される。また曹洞宗系の「碧巖録抄」にも見出せ、例えば円成寺蔵の『碧巖集抄』、長國寺七世笑南梵昌書写（天文十七年）の『碧巖録新解』などにも引用されている。

ただしこうした一連の「楞伽抄」の引用は、「楞伽抄」から直接引用されていたかどうかは問題となるところである。というのも、これらの引用箇所を『不二鈔』における引用箇所に確認すると、ほとんどが『不二鈔』に存在しており、『不二鈔』を通じての「楞伽抄」の引用の可能性が高いと思われる。

次に椿庭海寿の『碧巖録抄』について検討しよう。本抄は東京帝大図書館に所蔵されていたが、関東大震災で失われ、現在この写本の所蔵は他に確認されていない。しかしこれも『不二鈔』において「楞伽抄」ほどではないにしても、かなりの引用例を見出すことができる。特に注目されるのは、『不二鈔』の第二二一則・第二二二則・第一百則の注釈文における木盃の引用は、木杯自身が入元を語るものである。

〈第二十二則〉「如今藏在乳峯前」

木盃曰、乳峯在雪豆、余四十八歲上、乙巳年、親登雪豆山、高二十里、山麓有門額曰、雪豆名山、上十五里、有應夢山之額、入此門一里許、有錦鏡池、匕水流於深谷匕、百丈許双澗並落如双乳、故名曰乳峯、其西有蘿龕妙高臺栖雲庵、乃一靈知和庵主旧隱也、慶元府二靈知和庵主蘿臺玉峯張氏子也、兒時、嘗習坐垂堂、匕傾父母意其必死師瞑目自若因便出家、年滿得度謂泖潭、匕見乃問、作甚麼、師擬對、潭便打、復喝曰、你喚甚麼作禪師、騫領旨即曰、禪無後無先、波澄大海、

月即青天、又問、如何是道、師曰、道紅塵浩匕、不用安排本無欠少、潭然之、元符間抵雪豆之中峯栖雲、逾二十年、嘗有偈曰、竹筍一三口野水、松窓七五片閑雲、道人活計祇如此留與人間作見聞正言陳公以計誘師出山住二靈、々々在東湖之中、三十年間居無長物、唯二虎侍其右、偈曰、爲愛山靈水、又靈一庵高占白雲層、風光只在闌干外、半付漁翁半付僧、宣和七年四月十二日趺坐而逝、嗣法□潭乾、匕嗣東林總、匕嗣黃龍南、自栖雲庵、一里許至山門額曰、資聖禪寺、方丈閣曰、天開圖書、自寺四五里許上去有小雪豆、唐朝寺也、又十里許有中峯乃永明智覺禪師之隱有偈曰、孤猿□落中岩月□客吟殘半夜灯此境此時誰得意白雲深處坐禪僧（『禪語辭書類聚』三、一二九頁、下）

〈第二十三則〉「水將杖試」

木盃云、予於癸卯夏、回鄉出太倉江口、入揚子江、而入大海、倘水淺處梢工立船頭以丈深水淺深云、一丈三尺四尺五尺乃至多少隨淺深呼之、則把柁上之乃試水之淺深、不損船柁也（同、一三一頁、上）

〈第百則〉

木盃軒云、予於本朝貞和六年庚寅秋七月入大元親見山川水陸兩路來往

舟船之事東西兩浙之間有天江曰浙江亦曰錢塘江到海舶入江或載千斛方斛乃至三五百斛之太舶皆從海上入江中從錢塘江轉入杭州城南官河閘門又曰堰門潮水滿時乘潮水張而入河也自杭而湖州秀州蘆州又曰平江有吳江淞江相接連而到海口曰太倉余初自茲江口入吳中而北有揚子江北乃通州高郵瓜步真州江南則江陰軍鎮江府沂江而至建康府即大明皇帝所都渡江則真州和州西北而皆唯地也

（二九三頁、第百則）

このように『不二鈔』における木盃の引用の中には、木盃が伝える元代の中国の事情が含まれております、大変興味深いものがある。

ところでこの松ヶ岡文庫にこの『木盃餘瀝』として伝えられる抄が存在する。これは松ヶ岡文庫のカードによると「クハ一九、一一二 碧巖木盃餘瀝 写本」とあり、『禪籍目録』では「碧嵐口義 題簽、木盃餘瀝 ②（一〇卷）二冊 ③笑嶺宗訴 ④寫（天正二） 一凍紹滴筆 ⑤松ヶ岡 ⑦椿庭海寿ノ悟心抄ノ敷衍歟トアリ」として紹介されるものである。

本書を調査してみると、確かに上下二巻の各題簽ならびに各扉には「木盃餘瀝 自一至五」「木盃餘瀝 自六至十」とそれぞれ明示されてゐる。しかしながら本書の上巻の表紙には別紙が貼り付けられてゐる。「此抄物一冊笑嶺講讀シ後、被付属愚拂達而雖辭再三以賜故、今挾持受了也、以後者南宗抄出箱ニ可被入事肝要也 天正二年五月七日一滴子 紹滴（花押）」とある。また上巻の本文第一丁目の冒頭には「碧嵐口義第一巻」、上巻最終丁には「碧嵐口義五」、下巻本文第一丁の冒

頭には「碧嵐口義第六卷」、下巻最終丁には「碧嵐口義終」とある。したがつて本書は『禪籍目録』の示すように、大徳寺一〇七世で大徳寺内の聚光院を開いた笑嶺宗訴（一四九〇—一五六八）の碧巌錄講述によつて成立した『碧嵐口義』であり、これは内容から明らかに椿庭の

碧巌錄抄の影響を受けており、『木盃餘瀝』という別称で知られたのである。これについては、国学院大学蔵の写本をもふまして、金田弘氏が研究成果を示しておられる。（『国語史料としてみた国学院大学図書館蔵『木盃餘瀝（碧嵐口義）』』『国学院雑誌』昭和四八年）ところで「楞伽抄」においても問題となつたところであるが、木盃の説は『不二鈔』に紹介されていないものも、いくつかの抄で見出されるので、若干の用例をいくつか示そう。

△垂示、壽椿庭曰、釣語トハ少シ異ナリ、釣語ハ釣出学者語也、垂示者、挙公案大意、示学者也、

（松ヶ岡文庫蔵『碧巌抄』全五冊、写本、番号、ハ一一四五）の第一則さて、次に岐陽方秀の『不二鈔』について考察しよう。すでに前述の末木氏による考察において、『不二鈔』の概略がまとめており、岐陽の楞伽・木盃を引用しながらも、全面的に認めているのではなく批判的な態度が伺われることが指摘されている。末木氏が前掲論文で提示された「楞伽抄」に対する『不二鈔』の批判用例の他に木盃に関するものを掲げるならば、次のとくである。

木盃云、笑字可作哭、△不二曰、此頃結句笑字、木盃改作哭、余謂、不悉只當從今本、不可改（第一二則、九〇頁）つまり、第一二則の頃古の最後にある「笑」という文字について、

木盃がこれを「哭」に訂正すべきとしているところを、岐陽はこれ訂正せずに本のままにすべきであることを主張したのである。また同様に第七八則の頃「放出這兩箇漢」の注釈文においても、「木盃之説恐非」と述べている。

このように『不二鈔』はそれまでの抄の見解を多く紹介し、かつこれらについては是々非々の立場で自らの解釈を提示していることは、この『不二鈔』の抄としての価値を高めるものであろう。

この『不二鈔』では先行の抄の引用が示されるにあたつて一定の順列が存在する。その順列は「郷云」・「楞伽云」・「木盃云」であり、その後に「不二曰」として、岐陽方秀の解釈が付けられている。実際の文脈では、この四者が全部そろつて示されることはほとんどなく、例えば「郷云…楞伽云…」や「楞伽云…木盃云…」とあつて「不二曰」がない場合、「郷云」のみの場合、「楞伽云」だけの場合、「不二云」だけの場合、またはこの四者の解釈がなく、典拠のみが記される場合などさまざまなパターンがあるが、「不二曰」を含めて複数の見解を提示するときは、およそその順となつてゐるのである。ここには竺仙梵僊に椿庭海寿が参じ、椿庭に岐陽方秀が参じるといった碧巌參學における師資の関係がそのまま引用の順列として反映されたものである。

尚前述のごとく「楞伽抄」は前半部分しか引用されないのである。「郷云」と「木盃云」として引用されるのはほぼ全体にわたるのである。このうち「郷云」の「郷」とは如何なる注解であろうか。例えば第三十八則には「郷註云、上音澆也」（同、一七〇頁、下）、「鼈人郷公註見第一百則」（同、一七〇頁、下）とあり、具体的な注解があつた

ようであるが、筆者はこれが宋の陸庵善卿編の『祖庭事苑』であることを確認した。

なお、ごくわずかであるが、一山一寧（一二四七—一三一七）と大休

正念（一二一五—一二八九、淨智寺開山）の注解も見出せる。

停囚長智　一山云、且如有罪犯官法、當治其罪而悠々不斷只在獄中

（同、一〇八頁、上）

其人便生計智多方、○大休云、囚乃罪人也、停留長其異智、或曰文王、

（同、一〇八頁、上）

さて以上は特に先行する抄の引用に関する問題について検討したのであるが、『不二鈔』はこうした引用とは別に、張本を底本として福本・

蜀本との校異や語句の注釈における語意を明らかにし、またその語句が用いられる出典も明示し、かつその典拠の原文をも引用するのである。

也似和尚至語　福本、作和尚寐語模様、

你待要翻歎那、福本、無侍那二字、

雲門問這僧、會元、雲門章全同、只便打作又打（第五十四則、同、二

○五頁）

また読みの難解な文字については、反切法による発音も明示している。

磨云、不識、下語、咄、當沒切、呵也、（第一則、同、二〇頁、下）

この反切の説明は韻書からのそのままの引用である。例えば『校正宋本廣韻』では「咄、呵也、當沒切、四」（四八〇頁、藝文印書館刊）とあり、こうした韻書の記述と一致していることが知られる。

ただしこの反切法による発音の表記は、「棱伽云」「鄉云」として先

行する抄に存在し、そこからの引用である場合もある。

劈頭、棱伽云、劈匹歷切、說文破也、（第一則、同、三四頁、上）

葺々、鄉云、如容切、草生兒（第六則、同、五九頁、上）

尚、『校正宋本廣韻』では、それぞれ「草生兒、而容切」（三七頁）・

「剖也、裂也、破也」（五一〇頁）とある。

このように先行する抄をも取り入れ、出典や各本の校異、あるいは発音も詳しく網羅的に調べた『不二鈔』は、まさにこの点で『碧巖錄』の抄の中でもつとも充実した内容であり、また權威ある叢林（五山）の抄として後の抄にも大きな影響を与えたのである。

後述するように大徳寺系の『碧巖集古鈔』や妙心寺系の『憶斷』などの林下の抄を見てみると、いずれにおいても、直接出典に当たるのではなく、出典や校異などはもっぱら『不二鈔』に任せた場合が数多く見出されるのである。

#### 四、松ヶ岡文庫蔵『碧巖大抄』と蓬左文庫蔵『碧巖錄抄』

こうした竺仙梵儷、椿庭海寿、岐陽方秀の五山系の『碧巖錄抄』の系列に対しても、おそらく比較的同時代に属しながらも別の系統である『碧巖錄抄』について紹介検討してみたい。

それは松ヶ岡文庫蔵の『碧巖大抄』（松ヶ岡文庫整理番号、クハ二五、以下『大抄』と略）と蓬左文庫（名古屋市）蔵の『碧巖錄抄』（以下『蓬左本』と略）である。この両者は少なくとも『不二鈔』の影響は見られず、出典や解釈において『不二鈔』とは別の観点から注釈する場合が甚だ多い。

例えは、出典に関する『碧巖大抄』（以下『大抄』）と『不二鈔抄』について見るならば左記の如くである。

### 第二十二則の「大方無外細若隣虚」の対照

『不二鈔』「楞伽云、雪豆曰、大方無外皆充塞、……楞嚴經云、汝觀

地性」（一一三頁）

『大抄』

「隣虛、俱舍云、隔遊塵、破之為七分、名之為牛毛塵破牛毛塵為七分為之羊毛塵、如是轉展、兔毛塵、水塵、金塵、微塵皆以七分為限量、至極微塵、名之為細塵、無可破處也、細塵者隣虛塵也、俱舍頌云、隔牛羊兔水金微、請數七八五十六、言眼是不及細塵也」（二丁裏、第二十二則）

『蓬左本』の場合

「隣虛、□□□□□細塵破之也、又俱舍云、隔遊塵、破之為七分、名為牛毛、塵破牛毛為七分為□□□□□是轉展、兔毛塵、全微塵、皆以七分為限量、至極微、名之為一細塵、無所可破也」

このように『大抄』と『蓬左本』は出典のみならず、語義解釈までも類似する場合が少くない。ただし、この両者は『不二鈔』と比較した場合、比較的一致する部分が多いというものであつて、両者が同一の抄であるわけではない。

確かに、この『蓬左本』と『大抄』の両本と『不二鈔』との比較対照してみると、出典等において『不二鈔』と同一部分も部分的にみられるものの、全体として見るならば、明らかに別の系列に属するものであろう。

この中『蓬左本』には「□文安一年（一四五五）乙丑三月廿日書寫畢」という奥書きがあり、室町中期の古抄であることが知られ、これは年代的にも『不二鈔』と近接した時代に成立したものであることがわかる。

また

『大抄』と『蓬左本』の両者は碧巖本文に対して二行の割注の形態で抄が付せられるという点では同じであり、さらに『不二鈔』が

『碧巖録』本文を網羅的に注釈するのに対し、『大抄』と『蓬左本』は、各垂示・本則・評唱・頌古・下語などの特に重要な語句だけに限定して注解を加えている。因みに『蓬左本』は一冊八十四丁、『大抄』は三冊本（上巻、四七丁 中巻、四六丁、下巻、五六丁）である。分量的には『蓬左本』は『大抄』よりも少なく、事実、碧巖本文の注釈箇所も各則において、『蓬左本』は『大抄』よりも少ない語句に対しても抄をなしている。『大抄』と比較すると部分的であるという感は否めない。例えば第二十二則の場合『大抄』は三七の語句に対する二七行分の注解であるのに對し、『蓬左本』の抄は、わずか十六の言句に対する注解で、わずか五行分となつていて、

そこで『大抄』と『蓬左本』の両者が『碧巖録』本文をどの程度注解しているのかを知るために、以下に『碧巖録』第一則に対する注釈箇所を傍線部によつて示すことにしたい。

（——線部は『大抄』のみ、-----線部は『蓬左本』のみ、——線部は両者が注解する場合）

## 【垂示】

①垂示、隔山見烟、早知是火、<sup>②</sup>隔墻見角、便知是牛、<sup>③</sup>舉一明三、  
④目機銖兩、是衲僧家尋常茶飯、至於截斷衆流、<sup>⑤</sup>東湧西沒、逆順縱橫、與奪自在、正當<sup>⑥</sup>恁麼時、且道、<sup>⑦</sup>恁麼人行履處、看取雪竇葛藤、

## 【本則】

拳。梁<sup>⑧</sup>武帝、問達磨大師、「說這<sup>⑨</sup>不啞啞漢。」如何是聖諦第一義。  
〔是甚麼繫驢橛。〕磨云、廓然無聖。「將謂多少奇特、箭過新羅、<sup>⑩</sup>可  
知明白。」帝曰、「對朕者誰。〔滿面慚惶、強惺々。果然摸索不著。〕磨  
云、不識。「咄。<sup>⑪</sup>再來不直半文錢。」帝不契。「<sup>⑫</sup>可惜許。却<sup>⑬</sup>較些  
子。」達磨遂渡江至魏。「這野狐精、不免一場慄懾。從西過東、從東過  
西。」帝後拳問志公。「<sup>⑯</sup>貧兒思舊債、傍人有眼。志公云、陛下還識此  
人否。」<sup>⑯</sup>和志公趕出國始得。好与三十棒。達磨來也。」帝云、不識。  
〔却是武帝承當得達磨公案。〕志公云、此是觀音大士、伝仏心印。「<sup>⑰</sup>  
胡亂指注。臂膊不向外曲。」帝悔、遂遣使去請。「果然把不住。向道不啞  
啞漢。」志公云、莫道陛下發使去取、「東家人死、西家助哀。也好一時  
趕出國。」閩國人去、佗亦不回。「志公也好与三十棒。不知脚跟下放大  
光明。」

## 【評唱】

達磨遙觀此土有大乘根器、遂泛海得來、単傳心印、開示迷塗。不  
立文字、直指人心、見性成仏。若恁麼見得、便有自由分。不隨一切語  
言軛、脫體現成。便能於後頭、與武帝對譚、并二祖安心處、自然見得、  
無計較情塵、一刀截斷、洒洒落落。何必更分是分非、辨得辨失。雖然  
雖不見火亦□□妄見、空中兔鶴便□□水、亦虛妄如見花葉便言

恁麼、能有幾人。

武帝嘗披袈裟、自講放光般若經。感得天花亂墜、地變黃金。辨道奉佛、  
誥詔天下、起寺度僧、依教修行。人謂之仏心天子。

達磨初見武帝、帝問、朕起寺度僧、有何功德。磨云、無功德。早是惡  
水驚頭澆。若透得這箇無功德話、許你親見達磨。且道、起寺度僧、為  
什麼都無功德。此意在什麼處。

帝與婁約法師・傳大士・昭明太子・持論真俗二諦。拏教中說、真諦  
以明非有、俗諦以明非無。真俗不二、即是聖諦第一義。此是教家極妙  
窮玄處。帝便拈此極則處問達磨、如何是聖諦第一義。磨云、廓然無聖。  
天下衲僧跳不出。達磨與他一刀截斷。如今人多少錯會、却去弄精魂瞓  
眼睛云、廓然無聖。且喜沒交涉。

五祖先師嘗說、只這廓然無聖、若人透得、歸家穩坐。一等是打葛藤、  
不妨與他打破漆桶。達磨就中奇特。所以道、參得一句透、千句萬句一  
時透。自然坐得斷、把得定。古人道、粉骨碎身未足酬、一句了然超百  
億。

また傍線部で――部の共通する部分の『大抄』と『蓬左本』との注  
釈内容を対比するならば、以下の如くである。

①(大)垂示後公案大概者也

(蓬)或□□後公案大概有處乃不如此不可一輪□云

②(大)出涅槃經、實相法也、煙者相也、火者實也、嫌尋常茶飯也、句南  
北斗、眼在東南、意在西北、手段失利漢也

(蓬)涅槃經七ニ善子見有二種一相兒見一了見□兒見如□名為見火实、

見根□□根亦非虛妄如人還見□□牛角便言見牛、雖不見牛、亦非虛妄皆見量知然固非妄而實見也、何故遠見其烟必火之非親見其火□以量度而如之角牛意

③ (大) 論語曰、舉一隅不以三隅□、吾不與矣此取靈利後遇也

(蓬) 論語孔子云、舉一隅而示之不以三隅則吾不與也、

④ (大) 自蚕口出絲、合十絲、三絲為一分四分為一兩、又二十四絲為一兩

(蓬) 論語孔子云、自蚕口出絲、合十絲、三絲為一分四分為一兩、又二十四絲為一兩也、於衲僧家以秤子定銖兩、不奇特也、灵利漢一目知輕重也、方語云、一見便知云々

(蓬) 一見即知方語也、見便知斤兩多少、灵利兒目秤□機衡也、銖百□童為一朱六朱為一分四分為兩、又廿四朱為一兩也、衲僧分上如秤、目錄□不奇特也、以截斷衆流為善也

⑤ (大) 併說法時六種震動也、縱橫變化自由自在圓轉元窮義

(蓬) 自在回機□義也、又云、求不見兒也、又云、□□□訪善知識卜毛云也

⑥ (大) 懈麼地、又譬地也、省力處也、

(蓬) 之地也、又譬地也、省力處也、

⑦ (大) 向上人也、指達磨

(蓬) 向上人也、皆達磨

⑧ (大) 性蕭名衍、臨濟人受宋禪都建康凡五王二十三年、帝曰、角竜顏頸乎若有八字理有浮光云々

(蓬) 性蕭名衍、臨濟人受宋禪凡五代王也二十三年也、帝曰、角竜顏額

上高之面如竜舌有八字、頂有深光幻掌踏□而行一冠三載一被□年、自五十便斷后失大清三年為逃賊 (以下略)

⑨ (大) 嘴啞之就也、不成就漢也、一山云、無理漢、又無分曉義也、

(蓬) 一山云、無理意也、無分曉也、指武帝也、又云、指達磨也、又云、

小兒初語言云、唧噥也、謂不及小兒之語□也、

⑩ (大) 甚也

(蓬) 莩義、太□□□皆甚謂也、或他乃及疑也、差也、□疾也、邪猛也、亦□殺与殺同、是語与也

⑪ (大) 初云、廓然無聖、次云、不識指之、故云、或曰、不識處、無人透過、故□指武帝歟、

(蓬) 初云、廓然無聖、以云、不識謂之一也、又不識處、無人透、故云、爾乞言指武帝也、称他人謂再来也、又云、指聖詩与不識二語云(以下略)

⑫ (大) 山云、評語助也、可哀也、言□不相契處都不差、又可憐也

(蓬) サレハコソ叶マシキト云義也、可憐也、又云、言必欲不相契處都不差云也

不差云也

⑬ (大) 少分相應也、又披露義也、

(蓬) 較子□處用也、披露義也、少分相應義也、

⑭ (大) 懈邊、無分曉邊、指達磨也、方語云、便休去敗□也、

(蓬) 空義、耻之一場一坐也、

⑮ (大) 貪負人物思□也、又云、貧人思出昔同富貴時所貧于人之旧債歟、涅槃經云、譬如貧人……

(蓬) 貧人□人物思之□、又云、貧人思為昔年富貴時□人之債也、……

⑯ (大) 誌公金陵東陽氏朱之婦、上已日聞兒啼、鷹巢中□樹得之、面方而

(蓬) 梁傳□寶誌禾上金陵東陽氏、上已日聞兒啼、鷹巢中梯樹得之、面

方而寶微□鏡手足皆鷹爪也、

こうして一々の注解文を対照してみると全面的に一致するわけではないが、基本的な文脈はかなり共通性を有しております、少なくとも『不二鈔』の注解と比較すならば、両者は同系統として位置づけられるであろう。

もう一つの問題点としては、『蓬左本』と『大抄』の両者が注解にあ

たつて「一山云」として、一山一寧を引用する点である。

『碧巖大抄』における一山一寧の引用

①不離簿……一山曰、通宗護身符也、時後符、無鬼神之畏、(上、

八丁裏、第四序)

②不唧噭漢、……、一山云、無狸漢、又無分曉義也(上、十一丁

表、第一則)

③望空啓告、与蒼天一般也、一山曰、無所居訴只望虛、(上、十四

丁裏、第一則)

『蓬左本』における一山の引用

①不唧噭漢、一山云、無理意也、無分曉也、指武帝

この一山の引用についても『不二鈔』にその当該箇所を調べても見

出することはできない。また『不二鈔』に一カ所存在した一山の引用(第

十八則、本則)も『大抄』には見ることができない。このように『大

抄』『蓬左本』は主として楞伽・木蓋系の引用する『不二鈔』とその引

用形態において異なることが理解できるであろう。

ただし『大抄』では、「楞伽云」として竺仙梵僊の引用も見ることが

でき、この点が「楞伽抄」を引用しない『蓬左本』との相違点である。

因みに『大抄』における竺仙梵僊(楞伽)の引用は次の如くである。

①箭一羅……、楞伽云、□眼千里万里、蹉過而亦蹉過了也(上、十

一丁表、第一則)

②達磨來也、楞伽云、此語錄上而起下也(上、十二丁表、第一則)

③一等葛藤……、楞伽云、人之□却無明結習、恰如貯□之桶黑漫地不

明也(上、十三丁表、第一則)

④拋疑結案……、楞伽云、疑者情疑也、(上、十五丁表、第一則)

⑤眨眼、作家手段也、楞伽云、亦有人穿也、可畏也(上、十五丁表、

第一則)

⑥分一節、伽云、一段也、無必說也(上、二八丁表、第八則)=『不二

鈔』

⑦上才語、伽云、非尋常之話、有出格新奇處也、(上、二八丁表、第九

則)

⑧鄭重、猶頻煩、又殷勤也、伽云、鄭重刀勞攘也(上、四三丁表、第

十九則)

⑨斑石混沌、楞伽云、斑石內此三字、當除病、此三字、使人疑以爲怪、

只以此三字之下、取義也(中、二丁表、第二十一則)

⑩見怪不怪、伽云、怪乃大怪也、(中、三丁表、第二十一則)

⑪三十一則垂示、動則一覺則一、水潦和尚僧問、……、伽云、如々体

佛眼亦觀不是(十八丁表、第三十一則)

⑫念詩□、伽云、你之顛倒見解而不悟於多岐亡羊而來此貓?、雪豆親

棲室蓋轉東之□欵(二八丁表、第三八則)

この中のほとんどは『不二鈔』において見出せるのであるが、その引用文には若干の異動が見られ、また⑫の第二八則の用例は、『不二鈔』

には引用されていない。従つて『大抄』における「楞伽抄」の引用は『不二鈔』を通じてなされたのではない、ということがいえるのではなかろうか。

以上のごとく『大抄』のみ楞伽抄の影響があることなどから、『大抄』が『蓬左本』のようなものを基礎として楞伽抄の引用やその他の部分が増廣して成立したという推定も可能であろう。しかし両者の中、特に『蓬左本』は注釈対象が限定されているため、まったく同等に対照することができないため、こうした問題点については今後より詳細な調査をおこなつてみたい。

いざれにしても上述のごとく一山や楞伽の引用や注釈形態などを見る限り、この『大抄』と『蓬左本』の二抄は五山系の抄であることが理解されるであろう。後の林下の抄が洞済両宗において『不二鈔』の影響が及んでいる状況を見るにつけ、『不二鈔』からの影響が見られない（少なくとも「不二曰」としてその引用を明示した箇所が一箇所もない）もう一つの五山系の抄であるという点で大きな意義を有する典籍であろう。

なお、先にみたように、『大抄』における「楞伽」の説もやはり前半の部分だけである。したがつて「楞伽抄」の後半部分が室町期にあっても、未完のままであつたか、あるいは後半部は流布しなかつたか、のいずれかであるかもしれない。もし未完であつたならば、この竺仙の碧巖錄解説の試みは、門下の木盃や岐陽によって受け継がれ完成さ

れたということになるであろう。

## 五、大徳寺派系『碧巖集古鈔』について

次に臨済宗でも林下の大徳寺派ならびに妙心寺派の抄について如何に検討してみたい。

まず大徳寺派の『碧巖集古鈔』に関して大燈国師による『碧巖百則大燈國師下語』はすでに検討したところである。また『碧巖集古鈔』はこうした大燈国師の下語の一部や拈提を核としながらも大應国師や徹翁義亨、養叟宗頤等の大徳寺派の禪僧たちの著語や解釈が混入されており、誠に興味深い抄である。

この『碧巖集古鈔』については、飯塚大展氏による前掲論文における考察と大東急記念文庫蔵『碧巖集古鈔』の第一則から第十則分の翻刻があり大変有益である。筆者はこのたび岸沢文庫蔵の『三閑齋本碧巖錄抄』（写本、十冊）ならびに龍谷大学蔵『碧巖集古鈔』（写本、十冊）がこの『碧巖集古鈔』の異本であり、無刊記の版本（十冊本）や大東急記念文庫本（以下『大東急本』）とも異なる要素を有している点で、意義ある文献であると考えられる。この中岸沢文庫所蔵本には、第十卷の最終丁に「弘治第二丙辰秋七月晦 三閑齋書之」とあり、

三閑齋なる人物によつて一五五六年に書写されたことが明示されている。この岸沢文庫本は、第三卷の冒頭に挟み込まれたメモによると奈良県宇陀郡にある臨済宗大徳寺派の起雲寺の旧蔵であつたことが知られる。

そこで以下にこの岸沢文庫蔵本（以下『三閑齋本』と略）と龍谷大

学藏本（以下『龍大本』）を中心に刊本、あるいは『大東急本』と検討するが、『三閑齋本』と『龍大本』の両者は基本的には一致するので原則として岸沢文庫本を主として掲載し、異同がある時のみ、『龍大本』を示すことにしたい。

そこでまず第一則「達磨廓然」について、刊本・『三閑齋本』を対照してみることにする。（本論文末、〈資料I〉・〈資料II〉参照）

こうして資料を対照してみると、各本にかなり異同が見られることが知られるであろう。これらを『碧巖録』全体にわたって検証してみなければならぬが、膨大な紙面を要求するので、上記の対照表から、いくつかの抄文を対照してみよう。（尚、飯塚大展氏の前掲論文における翻刻によつて『大東急本』（大）も対照させていただいた。）

### 垂示

(一) 凡垂示ト云ハ、師家カラ垂示ノ示学者義也、序ヲミテ一部ノ大意ヲ知ル如ニ垂示ヲミテ古則ノ行ヲ可知也、此垂示ハ三段也、初メヨリ至茶飯ト云、尋常ノ大怜利ト云モ、約吾宗、則却鈍漢ナル「ヲ論スル也、

(大) ナシ  
(刊) ナシ

隔山見煙早知是火、隔墻見角便知是牛

(二) 出涅槃經十七卷、凡ハ以テ体知用、是ハ以用知体也、大光云、從淺至深、以言句、知真実之處義也、傳灯廿六、溫門滿禪師、僧問、隔墻見角、便知是牛時如何、師便打、大應云、自妄至真境界也、大燈云、其義モアルヘケレトモ、只是ハ目前ノ一機一境ノ上ニライテ

可見也、現成体也、山青水綠也、

(大) 般若經十七アリ、凡ハ、以レ体知レ用、是ハ、以レ用知レ体也、ヘ大光、從淺至深、自レ妄入レ真、以ニ言句ヲ知ニ真実之處ニ義、ヘ大應云、一機一境、ヘ大灯云、山青水綠、共ニ見成也、師曰、凡ソハ、利根ナル用處ニ見タガ好カルヘキ也、

(刊) 凡ソハ以体知用、是以用知体、大光云、從淺至深、大應云、自妄至真境界也、大灯云、一機一境共見成也、師云、凡ソハ利根ナル用處ニ見タガ好カルベシ、又云、以言句知真実之處義、涅槃經十七卷ニ云、見有二種、一相貌見、二了々見、如何相貌見、如遠見烟、名為見火實、雖不見火、亦非虛妄、見空中霍、便言見水、雖不見水亦非虛妄、如見華葉、便言見根雖不見根、亦非虛妄、如人遙見離間牛角便言見牛、雖不見牛、亦非虛妄、○楞伽云、法相三支三量、比量、見量、證拠量也、是比量也、是比量知、然固非妄而非實見也、何故遠見其烟必火非親見其火、以量度、而知也、角牛意同云々

まず注釈の際における、『碧巖録』本文についての引用は、刊本は全文字引用しているが、大東本、三閑本は最初の数文字示して、あとは省略するという点が指摘されるであろう。

経典や外典などの出典の引用については、三閑本と大東本は引用典籍名、巻数などを記すのみであるが、刊本はその原文も提示している。つまりこのことは写本から刊本が成立する過程において、付加されたこととして理解できる。この問題については、すでに飯塚氏が大東急本と刊本を研究され、「刊本『碧岩集古鈔』において、その漢字仮名交り文の注釈部分はほぼ完全に大東急本と一致するが、一方、語

句の典拠とその意味を掲げる、漢字抄の注釈部分は大概『碧巖録不二鈔』に一致することがわかる。』と述べている。

このように刊本における漢字抄については、『不二鈔』を通じて付加されたことが理解されるが、この三本において特に問題となるのは、抄文において大東急本と刊本が基本的に一致するのに対し、三関斎本はこれら両本と大きく異なることである。ただ異なるといつても、全く別の解釈が提示されているのではなく、基本的コンテキストは明らかに一致するのであり、別抄ではない。すでに対照表で明らかなるごとく、およその傾向としては、三関斎本の方が、抄文の量、あるいは五山僧や林下の禪僧たちの言句の引用、雜談などが多くなり付け加わっていて、文脈自体の解釈から離れる部分が多いのであるが、一方大東急本や刊本の方はより簡潔であり、文脈に関連する部分を中心には記されている。この両者の成立について検討するならば、基本的には大東急本系のものから増広されたのが三関斎本であるか、もしくは三関斎本系の写本からコンパクトになつた形が大東急本系であるか、いずれかであろう。ただこうしたこうした『集古鈔』の諸本の成立問題を論ずる以前に、三関斎本・大東急本・刊本などの諸文脈について検討すべきであろう。しかしながら、今は作業仮説として、一応の見通しを述べるならば、まず三関斎本のような形態が先にあつて、これらを文脈の解釈を中心に簡潔にした形態が、大東急本であり、さらにこれに出典などを補足したものが刊本ではないか、と考えている。

そこで以下においてこの『集古鈔』に関する諸問題について論じ、

この二本間の異同の問題も含めて検討してみたい。

まずこの『碧巖集古鈔』の基本的な特徴を見るならば、本抄は『碧巖録』の各則各言句に対し、大燈国師と「先師」なる禪僧による拈提をふまえて、抄の撰述者が拈提・解釈を行つており、この『集古鈔』の抄文において重要な部分を占めていることであろう。また大燈と「先師」以外にも養叟宗頤等の大徳寺派の僧の解釈を中心に引用されているが、これらは『碧巖録』全体に亘るものではない。

そこで、この『集古鈔』の抄文においてほとんどの則について引用される大燈国師と「先師」の拈提・解釈のあり方の一例を見てみよう。これらは本文に対して「大燈云」「先師云」として、著語や解釈が付される場合と、垂示などの場における会下等との問答の形で示される場合とがある。このうち特に大燈国師に関する会下などとの問答に関する記述を掲げるならば、以下のごとくである。

#### 〔ア、南浦→大燈、大應と大燈の問答〕

①南浦問大燈、即當為人時如何、燈曰、今日日輪當午、又問、不郎當為人時如何、燈曰、今日々輪當午、落居同コト也、(第五則)

②南浦モ向大燈曰、廿年長養士夫スヨ、印可ノ後ノ「也(三関本、第三四則、頌評)

#### 〔イ、僧、会下→大燈……会下が大燈に問う〕

①又僧問大燈、如何是回互、燈云、日々日自東、又問如何是不回互、  
灯云、夜々月向西沈(第二則)

②一官人問大燈云、道什麼ト云、汝是惠超ト云タト一般カ、師曰、有  
差異、惠超ト曰タハ单刀ニ直示ス、道什麼ト云ハ回互シテ直示スル

也、

場合もある。

③一尼問大灯曰、機関尽得失是非一時放却意旨云何、灯云、機関尽トハ凡大事ノ事也、(三関斎本、第三三則、頌評)

④僧問大灯頌曰、聞見覺知、非一々意旨云何、灯曰、一二三四五六七、又問、山河不在鏡中意旨如何、灯曰、七六五四三二、師曰、是ニテキコヘタ(三関本、第四〇則、頌評)

〈ウ、大燈→会下……垂示〉

①大灯垂示曰、碧岩不入藏時如何、衆不契、師代曰、如今贏得將裏老、閑見人問得意人(第三則)

②大灯令衆下語、衆不契、僧出問、和尚作麼生、汝高声二問へ、答シ、僧云、和尚早失却鼻孔了也、灯呵々大咲、汝鼻孔落地那、(三関斎本、第二八則、頌評)

③大灯令衆下語、一僧云、七花八裂、師云、意旨云何、僧云、泥人眼

赤、師云、意旨云何、僧云、七九六十三、好答話也(三関本、第三六則、頌評)

④看他一、古人ハ韶国師ヲ云、是什麼道理、大灯云、諸人下語セヨ、徹翁云、六月□々雪下、灯肯之、即今モ雪下境界ソ(第七則)

⑤大灯云、僧無語處二代僧如何イワン、徹翁云、拋倒禪床、灯肯之、(第十則)

〈会下→先師〉

この中、アの大應国師と大燈国師の問答は第五則では、三本に存在するが、第三四則の問答は、刊本では見出せない。

またイのように、会下の僧やある官人が大燈に問うて大燈が答えている場合、あるいはウのように、大燈国師が会下に拶語をなしている

この中後者の多くは大燈の問に対して①のように「衆不契、師代曰」とあつて、大燈自身の下語が示される代語形式となつてゐる。しかし、④と⑤のよう<sup>に</sup>徹翁の答話に対しても、大燈は『集古鈔』に出てくる限りすべて認めており、徹翁下の大徳寺系の語録抄としての性格をよく示されている。

次に「先師」による問答形式の事例について、同様に見てみよう。

〈先師→会下〉

①先師云、コ、テ如何道、一官人下語ニ欲、言牙齒寒、先師拶云、意旨如何、官不契、代云、斬釘截鉄、云也、(第一則)

②先師云、急下語來看、一僧云、受言須會宗、一僧云、君子受財取、師曰、此垂示此一句ニテ道尽了也、師不肯、代曰、過也、代云、スコシタリ(第二十三則、垂示)

③先師問僧四海九州意旨如何、一僧云、銀椀裏藏雪、師不肯、僧又云、清光何處無、師又不肯、師遂代云、上無攀仰下絕已窮、師云、上無一下絕一時如何、一僧云、四海九州、師不肯、又代曰、万里一條鉄、如此シルベシ(第一百則、十卷、三四丁裏、刊本にナシ)

④先師令衆下語、師代曰、荆棘林中一條古路(三関斎本、第二六則)

〈会下→先師〉

①先師時僧問、射得太遠意旨云何、師云、緯天經地、僧進云、正与麼時云何、師曰、逼塞面前、又曰、西天老胡也、(三関斎本、第二七則、頌評)

②一僧問先師為復是當面諱却、為後別有長處、ト云ハケノ出来テ道底

者ヲ云乎、師云、不然、円悟ノ待你悟來、向你道ト云處ヲシラシメン  
タメニ拳ノ云ソ（第百則、十卷、三）

このように、『碧巖録』本文の拈提・解釈以外にこうした問答の応酬が記されているのは、大燈にしても先師にても、垂示あるいは講義、講談のように大衆の前で説示されていたことが理解されるであろう。

また碧巖の古則の中に登場する僧が答に窮する（無語）場合、先師が古則の僧に代わって著語している。

（卷十、三関本、三二丁裏）

這僧又喝似則似、是則未是被這老漢穿却鼻孔來也、遂問云、三喝四喝後作麼生、這僧果然無語、果然無語、如下語、先師代云、我ナラバ僧二代テ掀倒禪床免道掠虛頭漢モノ也、卷一、刊本、九十六裏

これはいわゆる代語の形態であるが、厳密にいうならば中世曹洞宗の代語とは異なり、これは中国禪林で成立した「代別」の形式中の「代」である。つまり大衆に代わって公案の端的を示す代語ではなく、公案中の古人（無語の僧）に代わって著語をなすものである。

また先師の拈提には古人の著語に別して述べる「別」の形式も見出される。

且道一<sub>1</sub>是同是別、妙一上座問大燈、此意如何、大燈曰、別則隔万里、同則不隔纖毫、先師曰、不然、別ノ云、春色無高下花枝自短長、カヤウニ云テコソ好ラウスレ、先師ハ此意ニテ開山ノ答ヲ嫌テ云リ、開山ノ

答ハ意路ニ入テ答タホトニカワル也、我答タハ見成ヲ答タホトニ勝レ

リト仰ラル、又云、大燈答ハ見成ヲ欠ソ、大燈ノ答ハ句ヲ得タリ、吾答ハ意ヲ得タリト云也（第百則、三関本、十卷、三五丁表一裏）

つまり大燈と妙一上座との問答における大燈の「別則隔万里、……」

の著語に対し先師は「不然、別ノ云」として肯わず、大燈の下語に対する別語として「春色無高下……」を示していたのである。

このように「先師」は大燈の下語・拈提に対し必ずしも全面的に肯つてゐるのではない。他にも先師が大燈と解釈を異にしたり、批判的な態度が見出せる。

大燈ハ諸人ニヲウセテ云ク、先師云、灯ノ義ハヨワシ

（卷十、三関本、三二丁裏）

しかしこれは「先師」が大燈下ではない立場にあるというよりは、大燈下にあつて大燈の解釈を補足するためであり、また禪宗独特の批判精神であると思われ、すべて否定するわけではない。ただ大燈下にあつても、徹翁（一二九五—一三六九）や華叟宗雲（一三五二—一四二八）といった大燈（一二八二—一三三七）から近い立場の者であるよりは、春浦宗熙（一四一六—一九六）のようなどうな、ある程度時代的にも少し距離感を感じさせる言句としてとらえることはできまいか。

ところで『集古鈔』では、このような大燈国師と「先師」の拈提・注解の他に、数多くの禪僧たちに關する雑談が引用されている。特に先述のごとく、三関斎本に、特に数多く見出され、三関斎本の成立問題も含めて誠に興味深いものがある。禪僧の年代順に示すならば、以下のごとくである。

①高峰顕日（佛國國師、一二四一—一三一六、那須雲巖寺一世、）

「佛國云、再来ストモ半文銭ニモ不直、」（第一則、本則）

②一山一寧（一二四七—一三一七、）

「一山云、無所告訴、只望虛空也、」（第一則）

③峰翁祖一（一二七四—三五七、遠山大円寺一世）

塵ト云ヘシ（第六則）

「遠（祖）也」云、直示為人處、見得甚鮮也」（第三則）

「遠山云、合笑不可笑ト云處ヲ蓋覆う喪絶スル也、上ハ褒テ下ハ毀ル也」（三関本、第十二則、頌）

四面一時發」（第三則）

「遠山曰、天下衲僧ト云處ハ回互ノミセタソ、麻三斤ト回互モタルモノナルニ、又天下——ト云タルハ回互シタル也」（三関本、第十二則、本則）

「遠山曰、洞山ノ麻三斤ニ至テハ載道ノ器トハ不見也、円悟ノ余リニ慈悲深キニヨツテ此語ヲ引出ト也」（三関本、第十二則、本則評）

「遠山云、句面ハサリトテハ對機一説スル也」（三関本、十四則、本則）

「遠山ノ祖一長老ハ此古則ノ一踏々倒スト云處ニ不審ナルトテ七日七夜ノ間工夫メ竹針ヲ目ニカウテイルソ、其竹ヲサシタル處カクサツテ眼肉カ落ル其血カ碧岩ノ一踏々倒スノ處ニ流ル於此大徹大悟ス、其碧岩至今遠山ニアリ、碧岩ノ間トテ別ニアリ、祖一ハ仰山ト長沙トノ月忌ニ佛餉ヲ供スルゾ」（三関本、第三六則、本則評）

「遠山ノ祖一長老ハ此古則ノ一踏々倒スト云處ニ不審ナルトテ七日七夜ノ間工夫メ竹針ヲ目ニカウテイルソ、其竹ヲサシタル處カクサツテ眼肉カ落ル其血カ碧岩ノ一踏々倒スノ處ニ流ル於此大徹大悟ス、其碧岩至今遠山ニアリ、碧岩ノ間トテ別ニアリ、祖一ハ仰山ト長沙トノ月忌ニ佛餉ヲ供スルゾ」（三関本、第三六則、本則評）

④竺仙梵遷（一二九二—三四八）

「楞伽云、大小大トハ四方ニ罵人也、起頭語也」（第一則）

「竺仙ノ義ニハ、甚涉委曲之」（第三則）

⑤徹翁義亨（一二九五一三六九、大徳寺一世、徳禪寺に隠居）

「徹翁和尚ノ無位真人ノ古則ヲ參メ後ニヨク勘弁スレハ、胸ニキヤリトアタルトヲセラル、ト同事也」（第八則）

「徹翁云、雲門ノ答話不親、僧云、和尚作麼生、師云、大火聚裏弄毛

「靈山先師、時僧問、此語ハ院主ノ問□ヲ指歟、亦院主ノ句中ヲ指歟、

亦大師ノ不安ノ處ヲ指歟、答云、不然、進云、意旨如何、師云、四面

タラカセテ見成ニ用ヒタ、先師云、四百四病ハドコヲサスグ、第三則、

（靈山禾上、因僧問四百四病一時ニ發ト云タハ、不安ヲサスカ、句中ニアタルカ師云、不然、僧云、意旨如何、師云、四百四病一時發ハタラカセテ見成ニ用ヒタ、先師云、四百四病ハドコヲサスグ、第三則、

二八裏）

（華叟宗曇 一三五二—一四二八）

○華叟和尚云、是ハ大志ノモノナクテハ不可參得也、（第一則）、

（華叟禾上云、是ヲ參得センハ大志ノ者ニテナクテハ不可參得也、

（同）

（へ養叟宗頤 一三七六—一四五八 宗惠大照禪師） 華叟に參じ印可、三關齋本

○養叟云、一句道着スカウ云タラハ円悟ノ心ニカナウヘシトヲセラレタ（第三十三則垂示）

刊本

養叟云、一句道着スカウ云タラハ圓悟ノ意ニ合フベシトヲホセラレタ（第三十三則垂示）

○長勝開山ハ大唐ノコトハシラス、日本ノ岸涯テハ香巖樹上話ヲハ我ホトシタモノハアルマイト腸カ腐テ室中人カ入ナンタソ、コノヤウナ

「モアルソ（第七則惠超問仏）

○長寿寺ノ希上人酬盧詩句也、海神知貴不知價留與人間、光照夜何以

為道ノ方語也（第六則本則）

そこでこの『集古鈔』全体に登場する「先師」なる人物、あるいはまたこの「先師」の拈提に基づいてこの抄を撰述したのは如何なる人物であるのか考察してみたい。

この先師と抄の撰述者については、まず末木氏が前掲論文において、「先師華叟和上ノ云」とあることから、華叟宗曇を先師とする会下であり、特に養叟宗越の可能性を示された。これに対し、飯塚氏は刊本の成立事情やその重層的構造をふまえ、「一般的に「先師」という場合、截然としているわけではないが、灵山和尚||徹翁のことであり、「後先師」という場合は大宗禪師||春浦のことをさすと考えられる。」と述べておられるが、「先師」、「師」、「私」の三者の関係は未だ判然としていない」と慎重に論述されている。

そこで三閨齋本などもふまえて、この先師に関する記述を抄文の中

に求めてみると、次のような記述をみることができる。

①先師大灯有下語、順世トハ順世間化相示寂ト云心也、（三閨齋本、第三二則、本則評）

②先師大灯云、シカルヘウモナイソ、没巴鼻ノ語テ漏逗シスコイタ（三閨齋本、第三三則、本則評）

③先師大灯曰、他ハ古人力盤山カ、多ハ指盤山也（三閨本、第三七則）

④又先師大宗禪師云、受降如受敵、又云、吾當於無此切也（三閨齋本、第三八則、尚刊本には見出せず。）

⑤私云、先師大宗禪師、謂予曰、平地上起骨堆ト、擔水賣何頭ト、當

軒布鼓ト、此三句、何レモ無用処ノ用ヒ也、（三閨齋本、第五七則）  
私、先師大宗禪師、曾謂予曰、平地上起骨堆ト、擔水賣何頭ト、當  
漢下徹黃泉、一僧云、与麼則驀口打ン、後來大宗禪師代曰、速  
道、々々、定テ擬議スヘシ、一踏々倒セン、然ハ大隋ノ答話ヨリモ活メ  
可面白トナリ、（三閨齋本、第二九則、本則評）

⑦僧問南浦云何是不歎之力、浦師云、仁者味之謂仁、大灯答曰、見之  
不取思之千里、又先師大宗禪師云、受降如受敵、又云、吾常於此功也、  
(三閨本、第三八則、本則評)

⑧先師、僧問、更有一分付一意旨云何、師曰、有什麼一概、先師ト云  
ハ、凡ソ灵山和尚ヲ云リ（大東急本、飯塚氏前掲論文、六二頁参照）

このように①②③の「先師大灯」の用例が見られるが、①の第三二則（三閨齋本）では「後先師云、大灯ノ説モサナレトモ、此ハ  
疑情ノ多キヲ云ヤウテ直示爲人シタ」とあり、先師||大燈に対して「後  
先師」が區別される。

また第三四則の本則評では「大灯云、這僧福事ト云タラハ代仰山云  
何道、代曰、我ナラハ福事、々々、トツ、ケテイハン……後ノ先師代  
曰、龍蛇易辨衲子難臓ト云ヘシ」（三閨齋本、第三四則、本則評）とあ  
る。

このうち④と⑤と⑥の大宗禪師とは正統大宗禪師の賜号を有し、大  
徳寺四十世である春浦宗熙（一四一六一一九六）のことであり、また

灵山和尚とは徹翁のことである。

つまり「先師」という場合、すでに先学が示されたように、華叟宗曇の場合に用いられたり、徹翁の場合（⑧）に用いられ、また①から③にごとく、大燈のことを先師とする場合もあり、「先師」をすべて一人に確定することはできない。ただ、この抄文の撰述者は常にこの先師の語や問答などをふまえて注解している姿勢がみられるので、「先師」といった場合、筆者は基本的には撰述者が直接參禪した師であり、またその先師の碧巖の講義録を持っていたに相違あるまい。そこでいくつか注意るべき文脈を見ていただきたい。

また三関斎本の次のような一文がある。

⑤昔徑山無準弟子ニ欽雪岩ト云アリ、欽ノ法嗣ニ道隱字灵山ト云入住  
鎌倉建長寺、謂夢窓云、吾会下へ來テ可參禪、夢窓答曰、凡聖同居、  
龍蛇混雜、大灯聞之曰、夢窓ノ例ノ「ヲ云タヨ、僧間大灯和尚作麼生、  
灯曰、何不道、滿天解矢、又德禪開山曰、我ナラハ應諾スヘシ、又後  
來之先師曰、何レモ殊勝ナレトモ我マラハ、大象不遊兔道、ト云ヘシ、  
(三関本、第三五則、頌評)刊本にもあり

例えば三関斎本には、第一則の頭注に次のような記述が見出せる。

大灯徹翁云、此後語大事也、先師云、如何酬去、養徳云、不因今日事、  
争知此事、ト云テ礼拝スベシ、州ノ処ニヲソロシフテカイ処アリ、  
故難見也 (三関斎本、卷一、第一則の頭注)

四丁表一裏)

つまり大燈と徹翁の言葉をふまえて、先師がコメントし、さらに「養徳」なる者が語を付している。この「養徳」とは大徳寺派においては、

大徳寺五十六世実伝宗真(賜号、佛宗大弘禪師 一四三四一一五〇七)  
が大徳寺から退居して住したところである。してみると実伝の師は春浦であるから、「先師」と呼んでいるこの抄の撰述者は実伝ではないか、とも考えられるであろう。これは「養徳」を自称としてみた解釈であるが、先師なる春浦の講義を引用しながら実伝の碧巖の講があったのではなかろうか。

また後述するように、三関斎本に見られる雑談の中で、大應國師の法嗣で遠山大円寺を開いた峰翁祖一に關するものが多く、その中に大円寺に残る碧巖録の伝承、((祖一ノ其血カ碧岩ノ一踏々倒スノ處ニ流ル於此大徹大悟ス、其碧岩至遠山ニアリ))、あるいは大円寺の「仰山ト長沙トノ月忌」といった山内仏事のことなどに言及されている。ところで、実伝は美濃の恵那郡の人で、四歳より童行として大円寺にあり、十四歳で東山天潤菴晋粧宗才に投するまでこの遠山に縁のあつた禅僧である。こうした引用から見ても、大宗禪師春浦宗熙の法嗣としての実伝が、この『集古鈔』の成立の前提となる『碧巖録』の講談をなした者にもつとも可能性を有する禅僧ではないかと考えるのである。

なお、実伝はその法嗣の東溪宗牧と古巖宗旦が出て、それぞれ大徳寺北派と南派の門流を形成し、その後の大徳寺派の發展に大きな位置を占めている。

ところで、このような林下大徳寺系における抄の重層形態は妙心寺系の景聰興昂の抄、いわゆる『臆断』系の場合も同様に見出すことができる。これは『不二鈔』における仙の「楞伽抄」や椿庭海壽の「抄」

の引用形態とも対比しうるであろうが、筆者はやはり林下の抄には五山の抄とは異なる特徴があるのではないかと考えている。

基本的には五山系の抄は、語意、発音、出典などを中心に本文を解説するものであり、「抄」として本来の役割を果たしている。特に『不二鈔』は『碧巖録』参学において特に重要であり、事実よく公案のいちいちの言句を調べ、「碧巖録小事典」のような感がある。

しかしながら林下の抄では、こうした公案の言葉上の解釈を問題とするのではなく、公案それ自体を禅者としていかなる境涯で受けとめているか、そうした境地を端的に吐露した著語を付けていくことが、公案参究において重要な意味をもつていていたのである。したがって、林下の禅僧たちは抄の中に大應国師や大燈国師、徹翁などの禅僧たちの著語を引用して参究し、さらに門弟にもこうした公案参究をおいて問い合わせ、自らも代語や別語などの形式を用いて参究してきたのである。

こうして成立したのが、ここに検討してきた『集古鈔』であつたのであり、必然的に大燈国師・春浦らを中心に重層的な形態を持つ抄が成立したのである。

しかしながらこうした林下の抄にしても、やはり抄としてやはり正確な公案の文脈の理解が必要であろう。したがって『不二鈔』などは多く参照されており、出典などの説明をこちらに譲っている。例えば第九五則には「故事ハ詳不二抄」(三関斎本、第十卷、一五丁表)とある。こうした意味において『不二鈔』は林下の抄においても權威ある。また便利な抄として依用され続けていったのである。

最後に、またこの『集古鈔』では曹洞宗に関する記述がごく断片的

ではあるが、見出すことができる。特に注目されるのは、いわゆる「臨濟將軍、曹洞土民」という、今まで伝わる洞済両宗の家風について、次のような記述がある。

師因話云、唐人云、雲門宗、此天子、林際宗此宰相、曹洞宗ハ此百姓、づけは十五世紀末から十六世紀初頭までにすでに出典不明のまま伝承されていたのである。

#### 第二十二則

また中世曹洞宗における公案商量の場となつた法門についても、次のように記している。

商量浩々地ハ商量ヲ、キ兒也、是ハ法門ナトヲ云トキニタ、ミナトヲ打テナニトモナキ「ヲ云義也、曹洞宗ナントカエテスル也 (三関本、

#### 第三五則、本則評)

また公案の扱いについて、曹洞宗に批判的な文脈も見出せる。

#### 掩イ山口、此意ハ佛ト云モノハキタナイ物ソト□絶ノ掩也、又義ニ佛

ト云諱ニフレタウモナイトテ掩也、此義ハワルシ、洞下ノ禪ニナルソ

#### (三関本、第二九則、本則評)

また公案の用語などの違いについても、次のような記述が見える。

#### 洞下ハ一色辺ト云ハ本分ニ用ル、濟下ニハ目前ノ競界ニ用ル也 (三関

#### 本、第十三則、本則評)

以上この『集古鈔』については、三関斎本・大東急本・刊本の成立の問題や先師の問題等をはじめ、さまざまな問題が含まれており、今

後も検討を続けていきたい。（未完）

### 注記

(1) 一休宗純は『自戒集』において、養叟宗頤が堺の陽春菴において商人などの在宅に対する接化することについて批判し、「五種行ヲ行フ、一二ハ入室、一二ハ垂示著語、一二ハ臨済錄ノ談義、一二ハ參禪、一二ハ人ニ得法ヲシウ」とあり、この五種行の中に、『臨済錄』の談義があることが知られる。

古田紹欽「松ヶ岡文庫所蔵 禅籍抄物集 解題」三頁、参照。

(2) 拙稿「中世曹洞宗における代語文献の研究」『駒沢女子短期大学研究紀要』第二十八号、参照。

(3) 古田紹欽、前掲書（「碧巖錄抄」の項）、十三頁、参照。

本論稿を作成するにあたつて、松ヶ岡文庫長古田紹欽先生、旭伝院住職田中慶道老師には大変お世話になりました。

三関齋本・第一則

【垂示】

垂示云、隔山見煙早知是火、隔牆見角便知是牛、凡ソハ以体知用、是以用知体、

大光云、從淺至深、大應云、自妄至真境界也、大灯云、一機一境共見成也、師云、凡ソハ利根ナル用處ニ見タガ好カルベシ、又云、以言句知真實之處義、涅槃經十七卷ニ云、見有二種、一相貌見、二了々見、

如何相貌見、如遠見烟、名為見火實、雖不見火、亦非虛妄、見空中霆、便言言見水、雖不見水亦非虛妄、如見華葉、便言見根雖不見根、亦非虛妄、如人遙見籬間牛角便言見牛、雖不見牛、亦非虛妄、○楞伽云、法相三支三量、比量、見量、證拠量也、是比量也、是比量知、然固非妄而非實見也、何故遠見其烟必火非親見其火、以量度、而知也、角牛意同云々

舉一明三、目機銖兩 利根ナ用處ナリ、○拳一一論語、子曰、拳一

隅而示之、不以三隅反、則吾不與矣、○目機一ハ、十絲為銖、十銖為分、十分為一兩、言不用料子、而以目一視心内機已定一銖一兩、以斷物之輕重也、謂人俊快靈利也、銖匀會說文權十分悉之重也、一曰、十悉為絲十絲為銖、又八銖為緒二十四銖為兩、是衲僧家尋常茶飯、上ヲ決スルナリ、至於截斷衆流、宗師為人ノ境界ナリ、東涌西沒、逆順縱橫、與奪自在、正當恁麼時、且道、是什麼人行履處、為人手也、看取雪豆葛藤、此テハ達磨ノ公案ト曰ベケレモ、頌出スル故ニ云、

語言枝蔓謂之打葛藤、

垂示云、——凡垂示ト云ハ、師家カラ垂示ノ示学者義也、序ヲミテ一部ノ大意ヲ知ル如ニ垂示ヲミテ古則ノ行ヲ可知也、此垂示ハ三段也、初メヨリ至茶飯ト云、尋常ノ大伶利ト云モ、約吾宗、則却鈍漢ナル「ヲ論スル也、隔山、至、見牛、十六字、出涅槃經十七卷、凡ハ以テ体知用、是ハ以用知体也、大光云、從淺至深、以言句、知真實之處義也、傳燈廿六、溫門滿禪師、僧問、隔牆見角、便知是牛時如何、師便打、大應云、自妄至真境界也、大灯云、其義モアルヘケレトモ、只是ハ目

前ノ一機一境ノ上ニライテ可見也、現成体也、山青水綠也、拳一明三ハ、論吾云、拳一隅而示之、不以三隅友、則吾不彼云也、目機銖兩ハ、一見夕便見ノ方語也、利根ノ用處也、不假權衡、一日ニ定斤兩者也、言ハ世上ノ大伶利ナルモノナリ、出處ハ東山雲頂禪師、上堂云、一句隨波逐波、不離目機銖兩者也、十絲為銖、十銖為分、十分為兩、是衲僧一言一ヲ拳ルニミヲ明メ、一目ニ定分量コトクニ分得弁、至於一、是ヨリ衲僧格外ノ處ヲ云ワレハ、ナニトアルソト云ハハ、截断一、是ヨリ何テモアレヨリ付カタイソ、佛祖モ不傳立脚竟界也、如此衲僧ハ東涌一、逆順一、縱橫無尋、自由自在也、是コソ大用現前不存軌則處ヨ也、老宿義ニ、コ、ハ抽釘拔橛、宗師ノ為人ノ躰裁也、截断衆流ノ字ハ雲門ノ三句ヨリ出ル、東涌一ハ臨濟ノ語也、正當一圓悟ノ行チナリ、一拶メ諸人ニミセタ、サテ其様ナ衲僧ハ誰ソト云ヘハ達磨ヨ也、コレユワン用也、恁麼ハマツカウ也、看取一達磨ノ公案ト云ヘケレトモ雪豆ノ拈セラレタホトニ雪豆葛藤ハ言語枝蔓也

【本則】

擧、梁武帝問達磨大師、着、說這不唧噥漢、兩点不淨凜義也、鈍漢義、又不成就也、又或無分曉義、達磨ニカヽリ、武帝ニモカヽル、上ハ抑下シタヤウナレトモ下ニハ直指也、

○不唧一、宋子京筆記云、孫炎作反切語、本出於俚俗常言、尚數百種、故謂就曰鯽溜、凡人不惠者即曰不鯽溜、謂圓曰突奕、謂精、曰鯽令、謂孔、曰窟篋、不可勝李云々、棱伽云、不唧噥乃不順溜之義也、如何是聖諦第一義、着、是甚繫驢櫨、上ハ抑、底ハ就語直指ナリ、是字ニテ直示也、

圓悟云、教中說真諦以明非有俗諦以明非無、真俗不二即是聖諦第一義、此是教家極妙玄處、帝便拈此極則問之、磨云、廓然無聖、廊一ハ面前ニアルベシ、無聖ハ剩語也、同意、着、將謂多少奇特、ホメタ義、奇特ハ廓然一落居ソ、奇特ト用不一說奇特ガ有ント思タレバ何ノ奇特モナキト云義也、廓一上也、一尼問大灯、サテハ奇特ハアルマイモノカト問タレバ、廓然一ノ上ヲ直ニ奇特トモ看ヨトヲセラレタ、是ハムカヘニ應メヲセラレタ奇特モナキ處ヲ奇特ト用フ、箭過新羅可煞明白、先師云、此句ニ下語ヲセハ、駟馬難追ト云ベシ、廓一ノ落居語也、可煞一モ廓然ノ落居也、○箭過一、棱伽云、

○ 眨眼即千里又万里、蹉過而又蹉過了也、射不中的、方語不知落處、○

可煞一煞又作殺所戒切疾也、帝云、對朕者誰、以人我見云タ、着、滿面慚惶強惺惺、抑也、武帝ヲサス、強惺々トハヨハヌカヲ、シタガ如キ也、伎倆ガマシイ武帝ヲ云、○ 惺桑経切、惺惚了惠也、增句ニ又悟也、靜也、果然摸索不着、摸莫胡切、以手撫摩也、磨云、不識、打テノケウズル処ヲ落草不識ト云故ニ着語ニ、咄、咄シタ、先師云、今日

【本則】

拳、梁武帝一説這不唧噥漢、コノ点ノトキハ漢ハ雪豆ヲ云、説這一漢、コノトキハ漢ハ武帝ヲサス、説ハ雪豆也、師云、不唧噥ハキタナケナル事ト云也、又ハ鈍ナリ、不淨凜ノ方語也、又ハ不成就也、又ハ無分曉ノ義也、此句ハ達磨ニモカヽリ、武帝ニモカヽル上ハ抑下ナレ共、下ニハ付言直示シタ、如何是一是甚一、上ト同、ナンテモナイゾ云ヲル也、上ハ抑下、下ハ直示也、是字ニテ直示也、上ハ武帝ノ教意ヲモツテ云タハ、深義アリゲニ思ハル、カ全ク驢櫨ヲツナクタメノ□ノヤウナトハ知ラヌカラズ、字ハ徳山ノ語ナリ、磨云一、△灯下云、處一所不知名、又云、□不彰□不成、廓然ハ面前アルヘシ、將謂一円悟ノ力量ヲ出イテイワレタ、達磨ハ何タル奇特ナ事ヲモイワウカト思タレハ、サシタル事モナキ也、先師云、円悟ノ心ニハ、達磨ハ平生ハ奇特ト思タレハ、不然ト云也、又ノ義ニ諸人ハ奇特ト思ラント也、又ハ直ニ多少奇特ト思ヘリ、一尼問大灯、サテハ奇特ハアルマイカト、師云、廓然無聖ノ上ヲ奇特トモミヨト、是ハ向ノ□ニ應メヲセラル、人説奇特ナキ處ヲ奇特ト用、箭過一不知、落處ノ方語也、又云、遠而遠ノ方語也、此語頌ノ處ニアリ、蜀ノ本ニハコ、ニハナイホトニ、削テヨカラウカ、先師云、此句ニ下語ヲセハ、四馬難追ト云ヘシ、廓然無聖ノ落居也、可煞一、師云、無聖ノ境界也、此兩句ハ廓然無聖ヲ注破スル也、或義ニ廓然無聖ヲ円悟ノ眼カラミレハ、クモリカクレモナイヲ、ナセニ武帝ハ不悟耶、帝云、對朕一、無聖トニワレタホトニヤカテ言旬ニトリツイテユワレタ、無聖ナラハ我ニ對ノ問答スルモノハ誰ソト云也、以人我見云タ、灯下云、蹉過亦不知、又云、把頭做尾漢、朕ハ

横古路、○咄ハ嘗没切、呵也、咄々驚怪ノ語也、着、再来不直半文錢、  
不識再来ト云、又武帝ノ兩處ニテ不悟処ヲモ云、同クハ達磨ニカケタ  
ガ好イゾ、帝不契、着、可惜許却較些子、以死処、作活処也、私ニ契  
ズル「ガアラハヤ、○可惜許ハ華林ノ善李禪師、僧參方展坐具、  
師曰、緩々、僧曰、禾上見什麼、師曰、可惜許磕破鐘樓、其僧從此悟入、  
達磨遂渡江至魏、大事ノ処チヤ、難参、

我也、秦始皇廿六年、初為天子之称、滿面一抑也、恥カシイ時、面  
ノ赤クナル、只武帝ハ恥ヲシテ又モノカナト云也、□惺々、惺ハ了惠  
□、又悟也、靜也、武帝ノ隨分思ヲ□□鈍痴漢ノ利根タテスルヲ云也、  
師云、對朕者誰ソト、心ヲハシライテ好語ヲ云イ出ス程ニ、強テ惺々  
也、強テ惺々トハ酒ニ醉タル者ノ不醉氣息スル義也、武帝ノ達磨ノ心ヲ  
ハ不會メ伎倆カマシケニ問タソ、果然一、果然ハサレハコソ也、武帝  
ハ心エマイト思タレハ果メ心エヌソ、摸索一ハヨツテモツカヌソ、師  
云、是ハ一向ニ武帝ヲ抑下スルニアラス、落処ヲ直示也、磨云、不識、  
△灯下云、無孔鐵槌、咄、ツタナイ心モアリ、又ハシカル心モアルソ、  
師云、是ハ不識ノ境界ヲハ掃絶メノノクル也、打テノケウス処ヲ不識ト  
云タホカニ、又円悟ノ不識ノ境界ヲ見得メ咄シタソ、故ニ先師下云、  
今日横古路、向イ逢テ咄スル也、再来一、前ノ廓然無聖テノ心得又  
モノニ何ノ用ソ、又重テ不識ト云テソ、佛國云、再来ストモ半文錢ニ  
モ不直、大灯モ此義也、再来ハ廓——不識也、廓——不識ノ処ニ蹉過ス  
ルヲ云、是ハ達磨ヲサス、又ハ武帝ニモカ、ルソ、字ハ白雲端ノ上堂  
ヨリ出ル、帝不契、此ヨリハ事跡ヲ云、然トモ一々下語メ弁メシルメ  
也、灯下云、滞句者迷、又云、封這漆桶、可惜許、アツタラ事□也、  
師云、帝ノ不契処ヲ云、又直示也、却較一、師云、落処之帝契処却較  
些子、以死処、作活処也、カナハウスル「カアラフ也、円悟ノ心也、  
達磨遂一、大事ノ參也、灯下云、歩々踏着清風、又云、自西自東一片  
白雲、

『刊本』、第八則 「翠巖眉毛」 の頌の抄

○頌、翠巖示徒、這老賊、キコヘタ、教壞人家男女、翠岩ノ賊心ニ教

壞シタ処アリ、又翠岩ノ句中二人ヲ抑揚スル處アルヲ云、教壞ハ有古事引之、千古無對、ホメタ、着、千ヶ万ケ也有一丁半ケ、翠岩ヲモホメ、又雪豆ニモカ、ル千ヶ万ケノ内ニ一ヶ半ケコソアレナリ、分一節、

直ニ見ヘシ、一分一節也、千古無對処ヲ云、閑字相酬、着、不信道、向諸人、又雲門ニモカ、ル、又雪豆ニモカ、ルナリ、不妨奇特、雲門ニモカ、ル、雪豆ニモカ、ル、サリトテハ奇特サハ奇特也、若是恁麼人、方解恁麼道、諸人ヲサス、諸人若シ雪豆ノ如キ人ナラハ閑字相酬ト云処ヲ能ク知ルベシ、兩意アリ、又雲門ト雪豆ト知音ノ用処ナリ、

失錢遭罪、二重愁也、閑字ニ失錢遭罪意アリ、礼錢ヲデメワブルニヨツテ罪ヲサクル也、錢ヲ出スト罪ニ逢ト二重也、

着、飲氣呑声、雪豆也不少、雪豆モ罪ガアロフゾ、先師義之、(一卷、八二丁表一裏)

三関齋本、第八則 「翠巖眉毛」 の頌の抄

頌、翠巖示徒、着、這老賊、以賊心示タカ、キコエタ、上ハ罵テ底ハ

直示也、教壞——、此句ハ有機縁ヨト也、凡ノ心ハ自性天然ノ分カヨ

イヲ、ワルウヲエナイト、天然ノ性ヲソコナウ也、コ、ハ翠岩ノ賊心ヲモツテ諸人ヲ悪クシナスト云義也、実ニワルイテハナイ、抑揚スル

処カアルソ、句中ニ有表裏、教壞ト云也、○千古——、譽翠——也、如

翠岩、無比類也、千ヶ万——、千ヶ万ケノ中ニモコノヨウナ明眼ノ僧ハ一ヶ半ケノミアルト也、又ハ雪豆ニモカ、ルソ、翠岩ノ句中ヲ知タ

ハ雪豆トホメテ云也、又ハ円悟ノ吾コソト云心モアル也、又ハ直示也、

分一節、ワカツトヨム義ハワルイ、先師曰、真ニミヨト一分一節也、

又本分ノ一節也、閑字——、不信道、円悟向雪豆云也、閑ト云「ヲハ信セヌカト、又ハ雲門ニモカ、ル也、不妨——、サリトテハ奇特ハ奇

特也、翠——雲——雪——三人ヲホメテ云ナリ、若是——、諸人力如雲門ナ

ラハ雪豆ノ頌ヲシラント也、又如雪豆人アラハ、閑字相酬ト云処ヲ可知也、何レモ雪豆ト雲門トヲホムル也、雪豆知音ノ用処也、失錢——、

ハヤ罪カ治定也、人ヲ捕ヘテ籠ニ入ルトキニ錢ヲ出テ損ヲスルノミナ

ラヤ、結句罪ニ逢也、二重愁也、閑ノ字ヲ参タラハ可知也、飲氣——、失錢遭罪ノ境界ニ至テハ誰モ飲氣呑声ソ、飲氣——トハ、ム子ニアタ

ルヤウナ——也、大灯云、諸人此閑字ニ参ジタラハ即今モ飲氣呑声ソ、徹翁和尚ノ無位真人ノ古則ヲ參メ後ニヨク勘弁スレハ、胸ニキヤリト

アタルトセラル、ト同事也、雪豆——諸人ノミナラス雪豆モ罪ハノ

カレマイソ (第八則)